

川崎市公告第944号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和7年5月23日

川崎市長 福田 紀彦

1 業務名

令和7年度緑の維持管理のあり方等策定支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

川崎市建設緑政局緑政部みどりの保全整備課

4 業務概要

(1) 業務目的

本市では、これまで緑豊かなまちづくりを目指し、公園緑地、街路樹及び特別緑地保全地区等（以下、「公園緑地等」という。）において様々な緑の確保と育成に取り組んできたが、公園緑地等に対するニーズの多様化や、身近な緑の管理に対する市民の意識の変化など、様々な社会変容の加速化により、緑を取り巻く状況も大きく変化している。

一方、公園緑地等の施設全般については、これまで整備・保全を進めてきたストックの老朽化が課題となっており、特に樹木については高木化という他の施設にはない特殊な課題も生じている。また、将来の人口減少の局面を見据えた、持続可能かつ選択と集中を旨とした維持管理の取組をあわせて進めていかなければならない。よって本市では、公園緑地等の施設の中でも、特に公園緑地等における緑の計画的かつ持続可能な維持管理を実現するため、「公園緑地等における緑の維持管理のあり方」（以下、「『あり方』」という。）の策定に向けた取組を進めているところである。「あり方」は、行政が担うべき維持管理の方向性を定めるものであり、「あり方」によって市民が身近な緑の充実を実感できる効果を期待する。

本業務では、過年度の府内調整や効果検証等の検討結果を踏まえ、「あり方」をはじめとした公園緑地等の維持管理に必要な調査・検証をさらに進めるとともに、必要な項目を盛り込んだ「あり方」を取りまとめるための支援を目的とする。

(2) 業務内容

ア 業務計画書作成

イ 与条件の整理

ウ 効果検証手法の検討及び実行

エ 公園施設等に関する取組の整理

オ 有識者会議の運営補助

カ 庁内検討会議の運営補助

キ パブリックコメントの実施

ク 「あり方」の取りまとめ

ケ 打ち合わせ協議

コ 成果品取りまとめ

(3) 事業委託料（参考）

事業委託料は、次の金額を上限とする。

13,376,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

5 参加資格

参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければならない。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(3) 令和7・8年度の川崎市業務委託有資格者名簿の業種「建設コンサルタント」・種目「造園部門」に登録されていること（参加申込時点で業者登録中であり、かつ審査時点まで業者登録されていれば、資格要件は満たしているものとする。）

(4) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと

(5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること

6 担当部局

川崎市建設緑政局緑政部みどりの保全整備課維持担当 鈴木、佐野

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地17階

電話 044-200-2395（直通）

FAX 044-200-3973

電子メール 53mihoze@city.kawasaki.jp

受付時間 午前8時30分～午後5時（閏序日及び正午から午後1時を除く。）

7 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

(1) 公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書については、「入札情報かわさき」へ掲載する。なお、参加意向申出書（様式1）及び質問書（様式2）の様式についても併せて掲載する。

(2) 公表開始日

令和7年5月23日（金）

8 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、「5 参加資格」を確認のうえ、次の書類を提出期限までに、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により1部を提出

（1）提出期間

令和7年5月23日（金）から令和7年5月29日（木）まで

（郵送の場合は令和7年5月29日（木）必着）

※受付時間：午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）

（2）提出場所

「6 担当部局」のとおり

（3）提出書類

参加意向申出書（様式1）

（4）その他

提出書類に基づき参加資格を確認後、提案資格確認結果通知書を電子メールで送付する。提出書類を郵送する場合には、電話又は電子メールにて担当宛てにその旨を連絡すること。なお、配達記録に係る資料の提出を求める場合がある。

9 質問書の受付・回答

（1）受付方法

質問書（様式2）に質問内容を記載し、「6 担当部局」の電子メールアドレス宛に電子メールで送付

（2）受付期間

令和7年5月30日（金）から令和7年6月4日（水）午後5時まで

（3）回答方法

令和7年6月5日（木）までに、全ての参加者に対して電子メールにて回答する。

10 提案書等の提出

次の期日までに、必要書類（提案概要書の様式は参加者へ別途電子メールにて送付する。）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により提出

（1）提出期限

令和7年6月16日（月）

（郵送の場合は令和7年6月16日（月）までに必着）

※受付時間：午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）

（2）提出場所

「6 担当部局」のとおり

（3）提出書類（下記ア～エを統合し20ページ以内で作成すること）

ア 提案概要書（指定様式）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 見積書（任意様式）

エ 会社（団体）概要書（パンフレット等）（任意様式）

（4）留意点

ア 提出書類はPDF化してCD等の媒体に格納し、これを2部提出すること。

イ 提出書類はA4判の横向きとすること。「（3）ア 提案概要書」を1ページ目とし、「（3）イ 企画提案書」以降を2ページ目から開始すること。各書類にページ番号を記載すること。なお、「（3）エ 会社（団体）概要書（パンフレット等）」のみ、A3判の横向きとすることを認める。

ウ 提出書類は返却しない。

エ 提出期限後の提出書類の差し替え及び追加はできない。

オ 提出書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容すべてが契約に反映されるとは限らない。

カ 書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがある。

（5）その他

郵送で提出する場合には、電話又は電子メールにて担当宛てにその旨を連絡すること。なお、配達記録に係る資料の提出を求める場合がある。

11 審査方法

（1）審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、令和7年度緑の維持管理のあり方等策定支援業務委託プロポーザル評価選考委員会（以下「評価選考委員会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。

（2）書類審査

提出された企画提案書を審査し、評価を点数化したうえで得点上位3位までの者を選定する。ただし、「（4）審査基準 エ プrezentation能力」は、書類審査において評価の対象としない。

なお、提案者が3者以内である場合には、書類審査を省略する。

（3）プレゼンテーション審査

ア 開催日時（予定）

令和7年6月23日（月）から令和7年6月27日（金）までのうち、指定の日時
※日時は調整の上、個別に連絡する。

イ 開催方法（予定）

川崎市役所本庁舎会議室における対面審査

※詳細な方法は調整の上、個別に連絡する。

ウ プrezentation環境

プレゼンテーション等に必要な機材のうち、スクリーン、プロジェクタ以外は、全て提案者が用意すること。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は3名以内とし、説明はいずれかの者が行うこと。

オ 内容等

事前に提出されている提出書類及び企画提案内容を補足する資料に基づいて、提案説明を20分行い、その後、質疑応答を10分程度行う（時間は変更する場合がある）。

(4) 審査基準

本業務の受託候補者の選考については、参加者から提出された提案資料に基づき、次の選考基準により審査する。

ア 理解度・知見

- ・公園緑地等の柔軟な管理運営のあり方に基づき、今後の維持管理に求められる基本的な考え方を理解しているか

イ 提案者概要・業務実施体制等

- ・本市や他の自治体等での類似実績が十分と判断できるか
- ・業務を円滑に実施できる人員が配置され、役割分担が明確かつ適切であるか
- ・履行期限までに業務が完了するような具体的なスケジュールとなっているか

ウ 企画提案力

(ア) 効果検証手法【公園緑地、街路樹及び保全緑地のそれぞれの要素について次の3点を審査する】

- ・樹木等の維持管理頻度の違いに起因する事象について、これを客観的に評価できる効果検証手法を提案しているか。
- ・効果検証手法を実行するための、具体的かつ現実的な段取り（現地調査、必要資機材等の調達、試行及びこれらに要する期間の算出等）を明らかにしているか。
- ・効果検証手法により得られたデータについて、専門的知見に基づく解析方法を明らかにしているか。

(イ) 表現力

- ・企画提案書や添付資料の文章、レイアウト等が分かりやすく、伝わりやすい表現、デザインになっているか

エ プレゼンテーション能力

- ・口述による提案説明が明快で分かりやすい言い回しであるか

(5) 受託候補者の特定

評価選考委員会での審査の結果、最も高い合計点を獲得した者を受託候補者として選定する。また、最も高い合計点を獲得した者が複数の場合（同点の場合）は、次のア～ウの選考過程により最終順位を確定し、受託候補者とする。また、基準点を総合得点の60パーセントとし、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした

場合に受託候補者とする。

なお、「(2) 書類審査」の過程を経た場合には、「(3) プレゼンテーション審査」における提案説明及び質疑応答を踏まえて改めて評価の点数化を実施し、この結果を採用して順位を確定する。この場合、「(2) 書類審査」における評価結果は、順位の確定に使用しない。

ア 「(4) 審査基準 ウ 企画提案力」の合計点が最も高い者

イ アに該当する業者が複数ある場合、経費見積額が最も低い者

ウ 上記によりがたい場合は、委員の協議により決定した者

(6) 受託候補者選定結果通知（予定）

審査日から2週間以内

12 プロポーザル参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失する。

(1) 契約日前に「5 参加資格」のいずれかの条件を欠いたとき

(2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき

(3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき

(4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

13 その他留意事項

(1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 評価選考委員会により選定された受託候補者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて、見積書の提出を求ることとする。

(4) 参加意向申出書を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(5) 契約書作成の要否

市指定の契約書により、必要とする。

(6) 契約保証金

川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条各号に該当する場合は免除となるが、それ以外の場合は契約金額の10パーセントを納付する必要がある。

(7) その他詳細について

詳細については、「令和7年度緑の維持管理のあり方等策定支援業務委託プロポーザル実施要領」を参照すること。